

## 三位一体の改革に関する緊急アピール

三位一体の改革は、地方分権型社会の確立という時代の要請を確固たるものとするため、地方の財政的な自由度を高めるものでなければならない。

しかし、これまで行われてきた改革は、地方の自由度・裁量度を高めるという本来の趣旨よりも、国の財政再建ばかりが優先される結果となっている。

昨日11月14日、各省庁が再提出した地方の改革案に対する回答は、6,300億円の目標額のうち、わずか300億円程度にとどまっており、目標額に達していない省に対しては、改革の姿勢を疑わざるを得ない。

今後、政府においては、平成18年度における三位一体の改革を取りまとめることとなるが、地方の改革案を真摯に受け止め、不退転の決意で真の三位一体の改革の実現を図るよう強く要望する。

- 1 平成18年度までの第1期改革において、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
- 2 国庫補助負担金の改革は、地方の自主性・自立性を高めるために行われるべきものであることから、残された6,000億円の税源移譲に見合う国庫補助負担金の改革については、本年7月、地方六団体が政府に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」に沿って実現すること。  
なお、今般、厚生労働省から生活保護費や児童扶養手当を三位一体の改革の名の下に、国庫負担割合を引き下げる等の提案がなされているが、これらは制度本来の趣旨に反するばかりではなく、地方の意見を全く無視した単なる負担転嫁であるため、断じて認めることはできない。
- 3 義務教育費国庫負担金については、単なる負担率の引下げなどではなく、制度そのものを廃止して確実に税源移譲を実現すること。また、併せて地方が創意と工夫に満ちた教育行政を実現できるよう制度の改正も行うこと。
- 4 建設国債対象経費である施設整備費については、交付金化されたものも含め、税源移譲を行うこと。
- 5 地方交付税については、国の財政再建に主眼を置いた突出した削減が行われることのないよう適切な財源保障を行うとともに、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。また、税源移譲に伴う財政力格差の拡大等に対応するため、地方交付税の財源調整機能を高める等、適切な対応を図ること。
- 6 三位一体の改革により真の分権型社会を実現するためには、平成18年度までの改革では不十分であり、引き続き19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を強力に推進すること。併せて、改革を進めるに際しては、地方との協議の下に進める必要があるため、「国と地方の協議の場」を制度化すること。

7 国による地方への過剰な関与・規制は、地方の創意工夫を阻害する要因となっているため、埼玉県地方六団体では、具体的な事例について緊急調査を行った。結果は別紙のとおりであるが、国においては、これらの事例も含め、阻害要因を早急に撤廃すること。

8 我々は、職員定数の削減や給与の見直し等、国を上回る行財政改革に積極的に取り組んでおり、なお一層の行財政改革を進める決意であるが、国においても、徹底した行財政改革に取り組むこと。

平成17年11月15日

埼玉県知事 上田 清司  
埼玉県議会議長 徳見 昭一  
埼玉県市長会会長 斎藤 博  
埼玉県市議会議長会会長 松崎 真一  
埼玉県町村会会長 小川 伊七  
埼玉県町村議会議長会会長 鈴木 明

## 地方の創意工夫を阻害している事例

### 1 補助事業で整備した施設の目的外使用等

補助事業で整備した施設で低利用のものや当初の目的を果たしたものについて、転用、廃止、目的外使用等をする場合、手続に時間がかかることや補助金返還が伴うことにより、施設の有効活用が図りにくい。

< 阻害要因 >

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

### 2 特別養護老人ホームの整備

県民が安心して暮らせるよう、「彩の国ゴールドプラン21」の特別養護老人ホーム整備目標数を2,500人分上回る「新生埼玉行動計画」を策定し、平成19年度までに20,039人分整備することを目標としている。

特別養護老人ホーム等の介護施設整備に対する国の交付金は、法律や交付金実施要綱による制約があるため、地方の判断で、地域の実情に応じた速やかな整備ができない。

< 阻害要因 >

- ・ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律

### 3 義務教育制度（教職員の任命権）

市町村立学校の県費負担教職員の任命権は、政令指定都市を除き県教育委員会にあり、構造改革特区を除き、市町村独自での教職員の採用はできない。

< 阻害要因 >

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 市町村立学校職員給与負担法

### 4 義務教育制度（学級編制権）

学級編制については、法律により県教育委員会が基準を定め、その同意がなければ、市町村の判断による学級編制はできない。

< 阻害要因 >

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

### 5 保育所と幼稚園の設置基準

保育所と幼稚園は、同じ未就学児童を対象としているが、サービスや設置基準が異なり、一元的な施設整備や連携が難しいため、地域の実情に合った未就学児童へのサービスができない。

< 阻害要因 >

- ・ 児童福祉施設最低基準（省令）
- ・ 幼稚園設置基準（省令）

